

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

《現況》

- ・本市の交通の状況は、自動車保有台数の増加に伴い自動車利用も増加しており、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用は伸び悩んでいる。
- ・路線バスは、1社が営業しており、市全域に路線を展開し、ほとんどが郊外と中心市街地を結んでいるが、路線によっては便数が少なく不便な状況となっている。
- ・市では、赤字による路線廃止からバス空白地帯となった郊外地域に対し、中心市街地とを結ぶコミュニティバス等の行政関与バスを運行しているが、運行日や便数は限られている。
- ・中心市街地は、回遊性の向上のため、山形商工会議所が中心街循環バスを運行している。
- ・鉄道は、JR東日本1社で、奥羽本線、仙山線、左沢線を運行しており、中心市街地内には、JR山形駅が立地するが、乗車人員は減少傾向にある。

《山形市地域公共交通総合連携計画での位置づけ》

本市は、持続可能なまちづくりに向けて、既存の社会基盤を活用しながら、中心市街地と郊外・集落との連携を強化し、それぞれの魅力の相乗効果を図ったコンパクトシティの形成を課題としており、「山形市地域公共交通総合連携計画」では次の目標を定め公共交通機関の利便性の向上を推進していく。

- ・市民、来訪者の方が迷わず手軽に安心してバスを利用出来ることで、中心市街地内の回遊性・移動性を高め、活力ある中心市街地の形成を目指す。
- ・日常生活の利便性を向上させるため幹線的バスを育成し、中心市街地とのアクセス円滑化を図り、暮らしに欠かせない公共交通網の形成を目指す。
- ・通院や買い物等暮らしに不可欠な生活交通手段を確保することにより、安心して暮らせる地域づくりを支える。

《公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性》

高齢社会の進展に対応し、高齢者を含めた誰もが気軽に中心市街地へ訪れることができるように、市街地における公共交通の空白地帯の解消が求められており、中心街循環バスの運行を継続するとともに、バス空白地域と中心市街地とを結ぶバスの運行事業を継続する。

《フォローアップの考え方》

基本計画に位置づけた事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 山形市コミュニティサイクル事業</p> <p>内容 中心市街地を核とした移動環境の向上を目的に、市民・来街者へコミュニティサイクルを貸し出す事業</p> <p>実施時期 R6年度～</p>	山形市	<p>中心市街地の複数カ所でコミュニティサイクルを貸し出すことにより、来街者や街なか居住者の回遊性向上を図るとともに、市街化区域の中でも多くの市民が居住している区域等で貸し出しを行うことで、中心市街地へのアクセス性向上にも寄与することから、街なかの賑わい創出につながる当該事業は、目標①「賑わいの創出」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>来街者と街なか居住者の回遊性向上、及び中心市街地へのアクセス性向上につながることから「歩行者通行量の増加」に寄与する。</p>	<p>支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 R6年4月～R8年3月</p>	区域内外
<p>事業名 公共交通MaaS事業</p> <p>内容 多様な交通サービスの選択を可能とする「MaaS」の活用により、来街者の移動環境の向上を図る事業</p> <p>実施時期 R4年度～</p>	山形市	<p>「やまがたMaaS」において、コミュニティバスと、路線バス・コミュニティサイクルとの連携チケットの販売及び、近隣自治体等のMaaSシステムとの連携を行うことで、来街者の中心市街地へのアクセス性向上や回遊性向上が図られる。更に、チケット利用者には中心市街地内の飲食店で利用できる特典を付与する等、街なかの「賑わいの創出」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 R7年4月～R8年3月</p>	区域内外
<p>事業名 バス停デジタルサイネージ情報発信事業</p>	山形市	<p>中心市街地内の主要なバス停にデジタルサイネージを設置し、街なかの観光スポットや飲食店の情報のほかイベント情報等を発信し、街なかの魅力</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p>	区域内

内容 中心市街地内の主要なバス停にクラウド型のデジタルサイネージを設置して、街なかの情報やバス運行情報等を発信する事業		向上や誘客拡大、賑わい創出による中心市街地の活性化を図る。 また、バスの運行情報をリアルタイムで発信することで、街なかの公共交通の利便性を向上させ、街なかの回遊性の向上等による中心市街地の活性化を図る。	実施時期 R7年4月～ R8年3月	
実施時期 R7年度～				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
事業名 山形市地域公共交通計画の策定及び事業の推進 内容 地域公共交通計画を策定し、公共交通施策を推進する事業 実施時期 R2年度～R7年度	山形市	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、山形市地域公共交通計画を策定し、各種公共交通施策を推進することで、「賑わい拠点の創出」及び「街なか居住の推進」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 地域公共交通確保維持改善事業費（地域公共交通調査事業） 実施時期 R2年度	
事業名 中心市街地歩行者空間創出等事業 内容	山形市、関係団体（商店街振興組合等）、都市	中心市街地にある道路空間を活用し、道路空間のオープン化による滞在空間等の創出等を図り、オープンカフェなどを実施することで居心地が良く	支援措置の内容 都市構造再編集中支援事業費補助	

道路占用の特例を受け、道路空間を活用したオープンカフェや滞在空間の創出などを実施 実施時期 R3年度～	再生整備 推進法人	歩きたくなるまちづくりを推進し、「賑わいの創出」及び「新規出店の誘導」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	金 実施時期 R3年度～	
事業名 山形市コミュニティサイクル導入検討事業 内容 山形駅や山形市役所等の鉄道や路線バス等の既存公共交通が接続する主要な交通結節点のほか、多くの人を訪れる大学等にシェアサイクルの導入を検討する事業 実施時期 R4年度～	山形市	山形駅や山形市役所等の主要な交通結節点のほか、大学や多くの人を訪れる観光拠点等にシェアサイクル導入を検討し、実証実験を行う。並行してMaaSアプリや交通系ICカード等を活用し公共交通の多様化を図ることで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 デジタル田園都市国家構想推進交付金 実施時期 R4年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
事業名 コミュニティバス西部循環線運行事業	山形市、山形商工会議所、公共交通事業者	市街地の中でも交通不便地域となっている市街地西部地域と、中心市街地とを結ぶバス路線を整備して、運行区域内の住民の中心市街地へのアクセ		

<p>内容 市街地西部地域と 中心市街地とを結 ぶバスの運行事業</p> <p>実施時期 H23年度～</p>		<p>ス、生活交通の確保を図るととも に、中心市街地における来街 者の利便性を確保し、回遊性の 向上を図ることで、「賑わい拠 点の創出」及び「街なか居住の 推進」に寄与するものであるこ とから、中心市街地の活性化に 必要である。</p>		
<p>事業名 コミュニティバス 東部循環線運行事 業</p> <p>内容 市街地東部地域と 中心市街地とを結 ぶバスの運行事業</p> <p>実施時期 H29年度～</p>	<p>山形市、 山形商工 会議所、 公共交通 事業者</p>	<p>市街地の中でも交通不便地域 となっている市街地東部地域 と、中心市街地とを結ぶバス路 線を整備して、運行区域内の住 民の中心市街地へのアクセス、 生活交通の確保を図るととも に、中心市街地における来街者 の利便性を確保し、回遊性の向 上を図ることで、「賑わい拠点の 創出」及び「街なか居住の推進 」に寄与するものであることか ら、中心市街地の活性化に必要 である。</p>		
<p>事業名 コミュニティバス 等運行事業</p> <p>内容 バス空白地域と中 心市街地とを結ぶ バスの運行事業</p> <p>・高瀬地区～楯山地 区～市役所～山 形駅</p> <p>実施時期 H15年度～</p>	<p>山形市</p>	<p>バスは身近な公共交通機関 として生活者にとっては必要 不可欠なものとなっている。</p> <p>バス空白地域と中心市街地 を結ぶバスを運行し、中心市街 地に来街しやすい環境を整え、 郊外からのアクセスの向上と、 交流人口の増加を図ることで、 「賑わい拠点の創出」及び「街 なか居住の推進」に寄与するも のであることから中心市街地 の活性化に必要である。</p>		